

サテライトオフィス設置・創業等サポート（平成30年度）

新規創業、第二創業、サテライトオフィス等の事務所の設置を支援することを目的に、予算の範囲内でその開設費用の一部を補助します。

制度の概要

津山市外の中小企業、U I ターンにより市外から市内に転入した者（転入予定者含む）や市内の創業希望者（第二創業希望者を含む）が、原則として3年以上の事業計画があり、空き家・空き店舗等を利用し、新たに事業所を開設する事業を補助する。

補助対象事業

新規性・独創性・優位性のある事業（地域ニーズに即したものは審査の際に加点）

※サテライトオフィス設置の場合は、上記に加えて、次の事業を主事業として行う事業者で、かつ設置の際に1名以上の雇用があること。

- (ア) IT（情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業）
- (イ) 設計（機械設計業）
- (ウ) デザイン（プロダクトデザイン、グラフィックデザイン）
- (エ) その他つやま産業支援センターが特に必要と認めた事業

補助対象経費：

- (1) オフィスとして賃借する事務所の家賃（3年間）
- (2) オフィスの事務機等導入費（事務机、事務椅子、コピー機等）
- (3) 事業所の改修費
（事業所として使用する部分に限る。屋根・床等の修繕、電気配線、給排水設備修繕等）
※ただし、改修費、家賃はいずれかを選択（併用不可）

補助金額：

改修費・事務機等導入費用は、補助対象経費の2分の1以内（精算払）

家賃の補助対象経費は、初年度2分の1、2年目3分の1、3年目4分の1以内（精算払・年度ごと）

補助金の上限 ※補助金額は千円未満を切り捨てします。

社員数	家賃	設備導入費	改修費
正社員3人以上の法人	15万円	50万円	300万円
個人・社員2人以内の法人	7万円	30万円	150万円

補助事業の流れ

申込人…補助金の申請



センター…審査
↓
交付決定

事業着手～完了

（改修費・事務機等導入費・家賃）

申込人…実績報告



センター…補助金の精算

精算払

※このサポートは「津山市内で事業を開始、又はサテライトオフィスを設置する事業」が対象になります。

問合せ先：つやま産業支援センター

Tel:0868-24-0740 E-mail:info@tsuyama-biz.jp